

3. 一般社団法人日本歯科医療管理学会代議員選出規則

(目的)

第1条 本規則は定款第6条第2項に基づき、本会の代議員選出について必要な事項を規定する。

(代議員)

第2条 本会の代議員は、次の各号に規定する者とする。

(1) 原則として会員歴3年以上の正会員を被選挙権者とし、別表1に規定する地域関連団体（協力学会）毎に選出された正会員

(2) 定款第21条第1項に基づき、選挙実施年度の定時総会で次期の理事長候補者として選出された正会員

2. 前項第(1)号に規定する代議員の定数は190名以内とし、最新の会員名簿に基づき各地域関連団体（協力学会）の会員数の概ね1割程度とする。選挙管理委員会及び理事会の議を経て、地域関連団体（協力学会）毎に配分する。

3. 前2項の規定に関わらず、次期理事長候補者は第1項第(1)号に規定する代議員以外の正会員の中から、前項の地域関連団体（協力学会）毎の配分を減じた定数の範囲内で代議員を指名することができる。

(選挙権者)

第3条 選挙権者は選挙実施前年度における4月30日現在で会員名簿に掲載されている正会員とする。ただし、選挙実施前年度までの会費未納者は除く。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙の管理・執行に関する事務は、理事長が委嘱した3名の正会員および総務担当常務理事1名によって構成される選挙管理委員会が行う。委員長の選任は委員の互選によるものとする。

2. 前項の事務は、第2条第2項に規定する代議員の定数配分に係る事務、第5条に規定する選挙の公示、第7条に規定する選挙結果の報告及び公表、第8条に規定する補欠の代議員の選出に係る所要事項とする。

(選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は日本歯科医療管理学会雑誌および学会ウェブサイト上に、選挙に関し、次の各号に掲げる事項を公示する。

(1) 第2条第2項に規定する地域関連団体（協力学会）毎の代議員の定数配分

(2) 選挙管理委員の氏名

(3) 選挙の方法

(4) 選挙結果報告期日

(5) その他選挙に必要な事項

(代議員の選出)

第6条 第2条第1項第(1)号に示す代議員の選出は、定款第6条第6項に示す現任の代議員の任期が終了する前年度に当該地域関連団体（協力学会）に所属する選挙権者によって互選する。

2. 各地域の代表者は、前項により選出された次期代議員の氏名を所定の期日までに選挙管理委員会委員長宛に報告する。

(選挙結果の報告及び公表)

第7条 選挙管理委員会委員長は、前条第2項の次期代議員の氏名を理事長に報告する。

2. 理事長及び選挙管理委員会委員長は、前項の次期代議員の氏名及び第2条第1項第(2)号に該当する

者の氏名を日本歯科医療管理学会雑誌および学会ウェブサイト上に公表する。

(補欠の代議員)

第8条 定款第6条第7項に基づき、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を第5条各号及び第6条第1項に準じて選任する。

2. 前項により選任された補欠の代議員については、定款第6条第8項各号に規定する事項を併せて決定する。

3. 前々項で選任された補欠の代議員は、第6条第2項及び第7条第1項に準じて所定の報告を行うとともに、第7条第2項に準じて、日本歯科医療管理学会雑誌および学会ウェブサイト上に公表する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会および総会の決議を経なければ改正または廃止することはできない。

(附則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。

2. 第2条第1項第1号に規定する会員歴には、一般社団法人日本歯科医療管理学会定款施行細則第8条第1項に規定する団体会員として登録した期間を含むことができる。

3. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。

別表1

地域関連団体名	都道府県名
北海道歯科医療管理学会	北海道
みちのく歯科医療管理学会	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
関東甲信越歯科医療管理学会	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
東海歯科医療管理学会	静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、
近畿北陸歯科医療管理学会	石川県、富山県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域歯科医療管理学会	岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県
四国歯科医療管理学会	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州歯科医療管理学会	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県